

(起立少数)

○蒲生光男議長 起立少数であります。よって、請願第7号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

文教常任委員会審査報告

○蒲生光男議長 次に、文教常任委員会の審査の報告を求めます。

高橋孝夫委員長。

(高橋孝夫文教常任委員長登壇)

○高橋孝夫文教常任委員長 おはようございます。

平成24年第5回市議会定例会において、文教常任委員会に付託されました議案1件、請願1件について、審査しました経過と結果についてご報告をいたします。

本委員会は、会議日程に従い、去る12月13日に開催し、委員全員出席のもと、当局関係者及び紹介議員の出席を求め、審査いたしました。

それでは、議案第82号 長井市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、長井市道照寺平スキー場の施設整備の現況に基づき、所要の改正を行うため提案をされたものです。

審査に際し、生涯スポーツ課長からは、道照寺平スキー場の夜間照明設備の整備については、平成21年度から23年度に行われたスキー場拡張整備事業の中で整備できなかった。現在、道照寺平スキー場整備促進協議会役員会において、3号リフトの移設整備の要望が出されており、今後その移設整備の検討とともに夜間照明設備の設置について検討していくとの説明がありました。

質疑に入り、委員からは、平成21年度から2シーズン休止してスキー場拡張整備事業を行っ

たわけだが、その期間中には既に夜間照明設備ができるかできないかはわかっていたと思われる。その間になぜ条例改正をしなかったのか。また、夜間照明設備が当初の計画どおりできないことを、当時、総務・文教常任委員会に報告したのかとの質疑がなされ、生涯スポーツ課長からは、平成23年3月議会で、白山森スキー場の廃止に伴って、条例からの削除と同時に道照寺平スキー場に夜間照明設備をつけるという計画であったので、条例に上げさせていただいた。当初計画を実施すべく整備に入ったが、3号リフトの設置位置の変更によるゲレンデ整備等に予算がかかり、夜間照明設備の工事ができなくなってしまった。私からは、常任委員会に説明はしていなかったように思う。夜間照明設備ができないとなった時点で条例改正も協議したが、その時点では数年のうちに夜間照明設備をつけるという計画があり、また条例から外すことは地元の方々にご心配をおかけするのではないかと考え、改正はしなかったとの答弁を受けました。

また、委員からは、数年のうちということで、早く平成26年度あたりには整備できるだろうという考えだったが、環境が変わって、おおむね5年先になるのは必至だという理解でよいのかとの質疑がなされ、生涯スポーツ課長からは、3号リフトを再度移設をするという前提であれば、遅くなるのはいたし方がないという状況である。道照寺平スキー場整備促進協議会や長井市スキー連盟で3号リフトを移設しなくてもよいという判断がなされれば、早ければ平成26年度に向けて取り組みを進めていきたいと考えるとの答弁を受けました。

また、委員からは、現在保管している照明設備を設置するときに、3号リフトを移設する場合としない場合とで費用はどのくらい違うのかとの質疑がなされ、生涯スポーツ課長からは、3号リフトを移設しない場合は、13基の照明設

備と高圧受電設備を整備して約1,700万円から1,800万円かかり、移設をした場合は、5基程度の照明設備が不要となるため、約半分ぐらいと考えるとの答弁を受けました。

また、委員からは、3号リフトを移設せず、森林部分を少し拡幅することで、計画どおり整備を進めることはできないのかとの質疑がなされ、生涯スポーツ課長からは、森林の部分はかなり急斜面であるため、ゲレンデとして整備するのは難しいと考える。また、3号リフトを移設しないでこのまま滑るとすると、乗客がいるリフトの傍らを滑るということで、大変危険を伴う。リフトの移設が一番理想的だと考えているとの答弁を受けました。

また、委員からは、節電の関係からも、照明器具をLEDの電球に切り替えることは可能か。今後高額な電気料がかかることから、そのような検討も必要と思うが、どうかとの質疑がなされ、生涯スポーツ課長からは、大型電灯についてもLEDが開発されつつあると聞いている。全体的に照明灯を取り外して新しいものにすることは可能だと思われるとの答弁がなされ、教育長からは、十分比較検討をしていきたいとの答弁を受けました。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第8号 少人数学級の推進及び義務教育費国庫負担制度の改善について申し上げます。

本請願は、山形県教職員組合置賜地区支部支部長、小松正義氏から提出をされたものです。

本請願の趣旨とするところは、昨年義務標準法が改正をされ、小学校1学年が35人以下学級となり、基礎定数化が図られた。しかし、ことはほかの学年は40人のままで、小学校2学年にのみ加配措置を行うことにとどまっている。社会状況等の変化により、学校は一人一人の子供に対するきめ細かな対応に努力している。国

の責任で少人数学級を推進し、小学校2学年以上にも早期に35人学級を拡大していく必要がある。さらに、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫するとともに、非正規雇用者の増大などに見られるように教育条件格差も生じている。将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子供たちへの教育は極めて重要であり、未来への先行投資として、子供や若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要がある。こうした観点から少人数学級を推進し、教育の機会均等と水準向上を図るため、義務教育費国庫負担金を増額することを求める意見書を国の関係機関に提出していただきたいというものです。

質疑に入り、委員からは、意見書を提出してほしいということ、今の流れはそうはなっていないということかとの質疑がなされ、教育長からは、文部科学省の平成25年度の予算要求の中では、いじめの対応などのため、少人数学級の推進など計画的な教員定数の改善を一番の目標に掲げている。この請願は、それを後押しすることになると思うとの答弁を受けました。

また、委員からは、山形県で実施しているさんさんプランの現状と長井市の現況を説明いただきたいとの質疑がなされ、教育長からは、山形県ではさんさんプランを進めているが、現場ではそのはざまの学級が結構ある。長井小学校の1年生は99人で3クラスだが、あと1人いれば4クラスとなる。30人以下の学級が主流であるので、33人ではちょっと多い感じがする。致芳小学校や西根小学校では1クラス33人を超えているが、さんさんプランにより、1学年1学級の場合、40人以下では2クラスに分けず、非常勤を加えて我慢してもらっているという事情がある。山形県で実施しているさんさんプランもかなり無理をしてやっているのでは、2年生の

定数も下げてもらふことで、その分の県のお金をほかの学年に回せるようになり、いろいろな加配措置ができるようになると思われるとの答弁を受けました。

また、委員からは、35人の根拠は何かとの質疑がなされ、教育長からは、根拠というのは難しいが、山形県がさんさんプランを始めるときに一番議論をしたところだと思う。40人から33人になっての大きな違いは、一人一人の発言の機会がふえ、子供の様子を確認することも濃密になることである。結果として、欠席率の低下、不登校児童の減少、学力の向上に大きく結びついていると感じているとの答弁を受けました。

討論に入り、委員からは、昨今の教育事情はさまざまな課題を抱えており、学力の低下も言われている。また、それ以前に、人として人とどうかかわるかというコミュニケーションの力の改善ということも教育界の中で大きく求められている。そういう中で40人から35人以下の学級編制を全学年にわたって実施することは、子供のコミュニケーション能力の改善に有効な力となることはもとより、学力の面においても、教師が子供たち一人一人を注意深く見て指導できる環境づくりにも資すると思ひ、この請願に賛成するとの意見が出されました。

採決の結果、本請願は、全員一致で採択すべきものと決定をいたしました。

なお、後刻意見書を提出をさせていただきますので、よろしくご賛同賜りますようお願いいたします。

以上で、文教常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○蒲生光男議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蒲生光男議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第5、議案第82号 長井市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第6、請願第8号 少人数学級の推進及び義務教育費国庫負担制度の改善についての2件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第5、議案第82号 長井市体育施設条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、文教委員長長の報告は、原案可決であります。

文教委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○蒲生光男議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第82号は、文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第6、請願第8号 少人数学級の推進及び義務教育費国庫負担制度の改善についての1件について、文教委員長長の報告は、採択であります。

文教委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○蒲生光男議長 ご異議なしと認めます。

よって、請願第8号は、文教委員長報告のとおり決定いたしました。

厚生常任委員会審査報告

○蒲生光男議長 次に、厚生常任委員会の審査の報告を求めます。

大道寺 信委員長。

(大道寺 信厚生常任委員長登壇)

○大道寺 信厚生常任委員長 おはようございます。

平成24年第5回市議会定例会において、厚生